

「木づかい運動」について

京都議定書の目標達成に向け、政府一体となって地球温暖化防止対策を推進しています。これまでも温室効果ガス削減対策も講じられてきましたが、昨年から京都議定書に定められた第一約束期間が始まり、森林による CO2 吸収源対策は緊喫の課題となっています。

また、京都議定書目標達成計画(平成 20 年 3 月 28 日改訂)の「温室効果ガス吸収源対策・施策」においては、持続可能な森林経営の推進に寄与する等の観点から再生可能な木材の積極的な利用を進めるため、「地域材実需に結びつく購買層の拡大を図るための消費者対策の推進」を図ることとされています。

この一環として、「地域材利用の意義等に関する普及啓発活動(木づかい運動)の展開する」を国民運動として行うこととされています。

このため、林野庁では、地域材の実需を拡大して資金を山に環流し、国内森林整備の促進等を図るため、国民運動として「木づかい運動」を推進することとし、とりわけ毎年 10 月を「木づかい推進月間」として、関係省庁、地方公共団体や関連する団体・企業・NPO 等も含めた幅広い人々の参加の下に、地域材の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供に必要な取組を重点的に行うこととしています。